

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号	○川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 平成11年12月24日条例第50号
川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例	川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例
目次	目次
第6章 特定行為の制限等	第6章 特定行為の制限等
第1節 屋外燃焼行為の制限（第56条）	第1節 屋外燃焼行為の制限（第56条）
第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限等（第57条・第58条）	第2節 炭化水素系物質を使用する作業の制限等（第57条・第58条）
第3節 船舶からの大気汚染物質の排出抑制等（第59条・第60条）	第3節 船舶からの大気汚染物質の排出抑制等（第59条・第60条）
第4節 拡声機騒音の規制（第61条）	第4節 拡声機騒音の規制（第61条）
第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第62条～第64条の6）	第5節 飲食店等における夜間騒音の防止（第62条～第64条の6）
第6節 屋外作業に伴う騒音及び振動の防止（第65条）	第6節 屋外作業に伴う騒音及び振動の防止（第65条）
第7節 開発行為等に関する工事公害の防止等（第66条・第67条）	第7節 開発行為等に関する工事公害の防止等（第66条・第67条）
<u>第8節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止（第67条の2～第67条の10）</u>	
第6章 特定行為の制限等	第6章 特定行為の制限等
略	略
（屋外作業に伴う騒音及び振動の防止）	（屋外作業に伴う騒音及び振動の防止）
第65条 事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、自動車の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合は、騒音及び振動のより少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の発生を	第65条 事業者は、屋外において、資材の積卸し、運搬用機器の使用、自動車の運行等騒音及び振動を伴う作業を行う場合は、騒音及び振動のより少ない作業方法への変更、防音設備の設置、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の発生を

改正後	改正前
防止する措置を講じなければならない。 2 事業者は、建築物（<u>建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。</u>）その他の工作物（<u>以下「建築物等」という。</u>）の建設又は解体の作業を行う場合は、騒音及び振動のより少ない作業方法への変更、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の発生を防止する措置を講じなければならない。 <u>第8節 建築物等の解体等作業に係る石綿の飛散の防止</u> <u>（事前調査等）</u> <u>第67条の2 建築物等の解体、改造又は補修の作業（以下「解体等作業」という。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、当該建築物等における、石綿を飛散させる原因となる建築材料であって規則で定めるもの（以下「石綿含有建築材料」という。）の使用の有無その他の規則で定める事項について、規則で定めるところにより調査しなければならない。</u> <u>2 解体等作業を伴う建設工事（規則で定めるものに限る。）を施工しようとする事業者は、前項の規定による調査の結果を記録し、規則で定める期間、保存しておかなければならない。</u> <u>3 第1項の規定による調査の結果、建築物等に石綿含有建築材料の使用が確認されたときは、石綿含有建築材料が使用されている建築物等の解体等作業（以下「石綿排出等作業」という。）を伴う建設工事（以下「特定排出等工事」という。）（規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。）を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、第1項の規定による調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u>	防止する措置を講じなければならない。 2 事業者は、建築物その他の工作物の建設又は解体の作業を行う場合は、騒音及び振動のより少ない作業方法への変更、作業時間の配慮、作業を行う者への教育及び指導等を行うことにより、騒音及び振動による公害の発生を防止する措置を講じなければならない。

改正後	改正前
<u>4 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う特定排出等工事を施工する事業者は、速やかに、第1項の規定による調査の結果について市長に届け出なければならない。</u> <u>(周辺住民への周知)</u> <u>第67条の3 特定排出等工事を施工しようとする事業者は、規則で定めるところにより、前条第1項の規定による調査の結果を、公衆の見やすい箇所に表示しなければならない。</u> <u>2 特定排出等工事を施工しようとする事業者は、あらかじめ、広告物の配布その他の方法により、当該特定排出等工事を施工する場所の周辺の住民のうち規則で定める者に対し、当該事業者の氏名又は名称、石綿排出等作業の実施の期間その他の当該特定排出等工事に関する事項について周知しなければならない。</u> <u>(作業実施基準)</u> <u>第67条の4 石綿排出等作業（大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第12項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）を除く。次項において同じ。）に係る基準（以下「作業実施基準」という。）は、規則で定める。</u> <u>2 石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、当該建設工事における石綿排出等作業について、作業実施基準を遵守しなければならない。</u> <u>(石綿排出等作業の実施の届出)</u> <u>第67条の5 石綿排出等作業（特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。この条において同じ。）を伴う建設工事を施工しようとする事業者は、当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該石綿排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。</u> <u>(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名</u> <u>(2) 特定排出等工事の場所</u> <u>(3) 石綿排出等作業の実施の期間</u>	

改正後	改正前
<u>(4) 石綿排出等作業の対象となる建築物等の部分における石綿含有建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積</u> <u>(5) 石綿排出等作業の方法</u> <u>2 前項ただし書の場合において、当該石綿排出等作業を伴う建設工事を施工する事業者は、速やかに、同項各号に掲げる事項を市長に届け出なければならない。</u> <u>3 前2項の規定による届出には、当該石綿排出等作業の対象となる建築物等の配置図その他の規則で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。</u> <u>(石綿の濃度の測定計画の届出等)</u> <u>第67条の6 大気汚染防止法第18条の15第1項又は第2項の規定による届出(以下「特定粉じん排出等作業の実施の届出」という。)をしようとする事業者で規則で定めるものは、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画を特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて市長に届け出なければならない。</u> <u>2 前項の規定による届出をした者は、規則で定めるところにより、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度を測定し、その結果を次条の規定による報告と併せて市長に報告しなければならない。</u> <u>3 市長は、第1項の規定による届出をした者以外の者が特定排出等工事を施工する場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、前項の規定による測定を行い、その結果を報告するよう要請することができる。</u> <u>(作業完了の報告)</u> <u>第67条の7 第67条の5第1項若しくは第2項の規定による届出をした者又は特定粉じん排出等作業の実施の届出をした者は、当該石綿排出等作業が完了したときは、その日から起算して30日以内に、その旨を市長に報告しなければならない。</u> <u>(注文者の配慮等)</u>	

改正後	改正前
<u>第67条の8 解体等作業を伴う建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者は、その注文に当たり、設計図書その他の当該解体等作業を行う建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努めなければならない。</u> <u>2 特定排出等工事の注文者は、当該特定排出等工事を施工する事業者に対し、施工方法、工期等について、作業実施基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないように配慮しなければならない。</u> <u>（特定排出等工事を施工する事業者等への勧告）</u> <u>第67条の9 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</u> <u>（1）第67条の2第1項の規定による調査をしなかった者</u> <u>（2）第67条の2第2項の規定による保存をしなかった者</u> <u>（3）第67条の2第3項、第67条の5第1項又は第67条の6第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</u> <u>（4）第67条の3第1項の規定による表示をしなかった者</u> <u>（5）第67条の6第2項の規定による測定をしなかった者</u> <u>（6）第67条の6第2項若しくは第67条の7の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</u> <u>2 市長は、第67条の5第1項の規定による届出があった場合において、石綿排出等作業の方法が作業実施基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る石綿排出等作業の方法に関する計画の変更を勧告することができる。</u> <u>3 市長は、第67条の6第1項の規定による届出（大気汚染防止法第18条の15第2項の規定による届出に係るものを除く。）があった場合において、石綿排出等作業に係る建築物等の敷地の境界線における大気中の石綿の濃度の測定計画が適当でないと認めるときは、その届出を受理した日から14日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る測定計画の変更を勧</u>	

改正後	改正前
<u>告することができる。</u> <u>4 市長は、作業実施基準を遵守しない者に対し、期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告し、又は当該石綿排出等作業の一時停止を勧告することができる。</u> <u>（特定排出等工事を施工する事業者等の公表）</u> <u>第67条の10 市長は、前条各項の規定による勧告を受けた者が、当該勧告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。</u> <u>2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ、前条各項の規定による勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。</u> （略） （土壌調査の実施等） 第81条 特定有害物質等製造等事業者若しくは過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者（以下この節において単に「事業者」という。）又は事業者が現に事業活動の用に供している土地若しくは過去において同種の用に供していた土地の所有者（土地の管理者を含む。以下「土地所有者」という。）は、土壌（市内における土地の土壌で、土壌汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の<u>堆積場</u>、廃棄物の埋立地その他の特定有害物質等の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌（建設工事等により搬出される土壌を除く。）を除く。以下同じ。）の汚染のおそれのある敷地として規則で定めるものについて、事業所の廃止、跡地の再開発等規則で定める土地の改変等の機会（以下「土地改変等の機会」という。）に、資料等調査を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。	（土壌調査の実施等） 第81条 特定有害物質等製造等事業者若しくは過去において特定有害物質等を製造し、使用し、保管し、若しくは処理した事業者（以下この節において単に「事業者」という。）又は事業者が現に事業活動の用に供している土地若しくは過去において同種の用に供していた土地の所有者（土地の管理者を含む。以下「土地所有者」という。）は、土壌（市内における土地の土壌で、土壌汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の<u>たい積場</u>、廃棄物の埋立地その他の特定有害物質等の利用又は処分を目的として、現にこれらを集積している施設に係る土壌（建設工事等により搬出される土壌を除く。）を除く。以下同じ。）の汚染のおそれのある敷地として規則で定めるものについて、事業所の廃止、跡地の再開発等規則で定める土地の改変等の機会（以下「土地改変等の機会」という。）に、資料等調査<u>（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第1項の規定による調査の対象となる物質に係るものを除く。次項</u>

改正後	改正前
2 事業者又は土地所有者は、土地改変等の機会において資料等調査の結果により、明らかに土壌の汚染のおそれがないと認められる場合を除き、特定有害物質等による土壌の汚染状況を把握するため、表層土壌調査その他の規則で定める調査（以下「土壌調査等」という。）を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。 （土壌調査等の結果に係る公表） 第81条の2 市長は、前条第2項の書面の提出があった場合において、次条第1項本文に規定する場合に該当すると認めるときは、土壌調査等の結果に関する事項について公表するものとする。 （汚染土壌等の<u>処理対策等</u>の実施等） 第82条 事業者又は土地所有者は、土壌調査等の結果により、規則で定める土壌汚染に関する基準に適合しない土壌の存在が明らかになった場合は、速やかに当該基準を達成するため、規則で定める汚染土壌等の処理対策を実施するものとする。ただし、当該基準を達成するための処理対策を早期に実施することができない場合は、<u>特定有害物質等による土壌の汚染の拡散の防止その他の規則で定める管理</u>を実施するものとする。 2 事業者又は土地所有者は、前項に規定する処理対策を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の処理の計画について書面により市長に提出するものとする。 <u>3 事業者又は土地所有者は、第1項ただし書に規定する管理を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の管理の計画について書面により市長に提</u>	<u>において同じ。）</u>を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。 2 事業者又は土地所有者は、土地改変等の機会において資料等調査の結果により、明らかに土壌の汚染のおそれがないと認められる場合を除き、特定有害物質等による土壌の汚染状況を把握するため、表層土壌調査その他の規則で定める調査（以下「土壌調査等」という。）を実施し、その結果を書面により市長に提出するものとする。 <u>3 前2項の規定は、土壌汚染対策法第5条第1項の規定による調査を行った土地については、当該調査の対象となった物質に係る部分に限り、適用しない。</u> （土壌調査等の結果に係る公表） 第81条の2 市長は、前条第2項の書面の提出があった場合において、次条第1項本文に規定する場合に該当すると認めるときは、土壌調査等の結果に関する事項について公表するものとする。 （汚染土壌等の<u>処理対策</u>の実施等） 第82条 事業者又は土地所有者は、土壌調査等の結果により、規則で定める土壌汚染に関する基準に適合しない土壌の存在が明らかになった場合は、速やかに当該基準を達成するため、規則で定める汚染土壌等の処理対策を実施するものとする。ただし、当該基準を達成するための処理対策を早期に実施することができない場合は、<u>応急の処理対策</u>を実施するものとする。 2 事業者又は土地所有者は、前項に規定する処理対策を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壌等の処理の計画について書面により市長に提出するものとする。

改正後	改正前
<u>出するものとする。</u> <u>4 事業者又は土地所有者は、第 1 項に規定する処理対策を終了した場合は、速やかにその実施内容を書面により市長に提出するものとする。</u> <u>(土壤汚染状況調査の対象物質の適用除外)</u> <u>第82条の 2 第81条から前条までの規定は、土地改変等の機会において土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第 2 条第 2 項に規定する土壤汚染状況調査(同法第14条第 3 項の規定により土壤汚染状況調査とみなされた調査を含む。)を行った土地については、当該調査の対象となった物質に係る部分に限り、適用しない。</u> <u>(土壤汚染対策法第11条第 1 項の規定により指定された区域の土地における汚染土壤等の管理)</u> <u>第82条の 3 事業者又は土地所有者は、土壤汚染対策法第11条第 1 項の規定により指定された区域の土地における同法第 2 条第 1 項の特定有害物質による汚染土壤等について、土壤の汚染の拡散の防止その他の規則で定める管理を実施するものとする。</u> <u>2 事業者又は土地所有者は、前項に規定する管理を実施する場合は、あらかじめ、汚染土壤等の管理の計画について書面により市長に提出するものとする。</u> <u>(調査、処理対策等に係る指導等)</u> <u>第83条 市長は、事業者又は土地所有者に対し、資料等調査、土壤調査等、第82条第 1 項に規定する処理対策並びに同項ただし書及び前条第 1 項に規定する管理について、必要な指導及び助言を行うものとする。</u> (略)	3 事業者又は土地所有者は、第 1 項に規定する処理対策を終了した場合は、速やかにその実施内容を書面により市長に提出するものとする。 (調査<u>及び</u>処理対策に係る指導等) 第83条 市長は、資料等調査、土壤調査等<u>及び前条第 1 項</u>に規定する<u>処理対策</u>について、必要な指導及び助言を行うものとする。 (略)

改正後	改正前
(記録の保管及び引継ぎ) 第87条 この節の規定に基づき調査、<u>処理対策</u>又は<u>管理</u>を実施した者(以下「調査等実施者」という。)は、当該調査、<u>処理対策</u>又は<u>管理</u>に関する記録を作成し、保管しておかなければならない。 2及び3 (略) (略) 第12章の2 建築物に係る環境への負荷の低減 (建築主の責務) 第127条の2 <u>建築物</u>の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 (略) <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、第81条の改正規定及び第82条の次に2条を加える改正規定(第82条の2に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。</u> <u>(経過措置)</u> <u>2 この条例の施行の際現に着手している建築物その他の工作物の解体、改造又は補修の作業を伴う建設工事については、改正後の条例(以下「新条例」という。)第6章第8節の規定は、適用しない。</u>	(記録の保管及び引継ぎ) 第87条 この節の規定に基づき調査<u>又は</u>処理対策を実施した者(以下「調査等実施者」という。)は、当該調査<u>又は</u>処理対策に関する記録を作成し、保管しておかなければならない。 2及び3 (略) (略) 第12章の2 建築物に係る環境への負荷の低減 (建築主の責務) 第127条の2 <u>建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)</u>の新築、増築又は改築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、当該建築物に係る環境への負荷の低減を図るために適切な措置を講ずるよう努めなければならない。 (略)

改正後	改正前
3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成23年10月17日までの間に、新条例第67条の2第3項の建設工事に着手する事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに」とあるのは、「平成23年10月4日までに」とする。 4 施行日から平成23年10月17日までの間に、新条例第67条の5第1項の建設工事に着手する事業者に対する同項の規定の適用については、同項中「当該石綿排出等作業の開始の日の14日前までに」とあるのは、「平成23年10月4日までに」とする。 5 施行日から平成23年10月17日までの間に、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項の特定工事に着手する者に対する新条例第67条の6第1項の規定の適用については、同項中「特定粉じん排出等作業の実施の届出と併せて」とあるのは、「平成23年10月4日までに」とする。 6 この条例の施行の際現に土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により指定されている区域の土地については、新条例第82条の3の規定は、適用しない。	